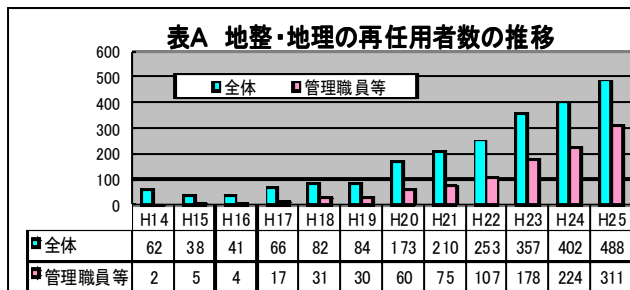




# 平成二五年度の再任用者の実態

平成二五年度の再任用の旧建設分野の実態は、「ユニオンニュース二〇三号」(五月二十五日付)で概略を報道しましたが、今号では、もう少し詳細を明らかにします。

表Aは、再任用者数の推移です。昨年平成二四年管理職経験者の再任用数が一般職員を追い越しましたが、その傾向は今年度も続いています。これは、強制的組織的若年勧奨に平成二三年に規制が掛けられ、その結果として管理職員の定年までの就労が増加したことにあります。



表B 平成25年度 管理職員等の役職別再任用状

退職時役職	H24定年退職者	H25新規				任期更新				H25再任用者計			
		指導官	指導員	一般職	計	指導官	指導員	一般職	計	指導官	指導員	一般職	計
局・官ポスト	49	10			10	1			1	11	0	0	11
局・課長	3				0	1			1	1	0	0	1
局・補佐・専門	5		1	1	2			1	1	0	1	2	3
事務所長	11				0	1			1	1	0	0	1
副所長	48	12			12	13			13	25	0	0	25
事務所課長	84		58		58	68		68	68	0	126	0	126
出張所長	35		22		22	44	1	45	45	0	66	1	67
事・官ポスト	28		15		15	7		7	7	0	22	0	22
建設専門官	12		2	4	6		4	11	15	0	6	15	21
地整計	275	22	98	5	125	16	123	13	152	38	221	18	277
地理	12		2	6	8		12	14	26	0	14	20	34
合計	287	22	100	11	133	16	135	27	178	38	235	38	311

表Bは、その管理職員等の再任用の役職別内訳です。特徴的なのは、局官ポストや副所長クラスの再任用が増加し、これらの役職者が「指導官」ポストに再任用されていることです。

その指導官ポスト等の役職別勤務形態や数の変化を示したのが表C・Dです。当局は、平成二六年度再任用希望者を募集するに当たって、四級格付けを示唆しています。現在の再任用者の指導官・指導官から発

表D 平成25年度指導官登用実態

役職	勤務形態	計
局官ポスト	指導官 週4日	2
	指導官 週3日	9
	指導員 週3日	0
	計	11
局・課長	指導官 週4日	0
	指導官 週3日	1
	指導員 週3日	0
	計	1
事務所長	指導官 週4日	0
	指導官 週3日	1
	指導員 週3日	0
	計	1
副所長	指導官 週4日	5
	指導官 週3日	20
	指導員 週3日	0
	計	25
地理	指導官 週4日	0
	指導官 週3日	4
	指導員 週3日	14
	計	18
計	指導官 週4日	7
	指導官 週3日	35
	指導員 週3日	14
	計	56

表C 管理職員等の再任用者の指導官・指導員の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
管理職等の再任用者数	2	5	4	17	31	30	60	75	107	178	224	311
3級指導員							44	59	81	145	172	231
指導官											17	42

平成一四年度から導入された再任用制度は、旧建設省の職場では、格付けは全員2級採用で、仕事も経験などを無視したものでした。ユニオンは、再任用政策を発表するともにアンケートや再任用者交流会を実施し、実態や要求を把握、その改善を粘り強く要求してきました。その結果、平成一五年度からは希望事務所での勤務、平成二〇年度から管理職経験者の三級格付けを実現、平成二四年度からは四級昇格を展望した「指導官」

## 他府省より後れたままで義務的再任用の実施

### 義務的再任用の実施

での採用実施、平成二五年度からは、出張所勤務の実現などの改善を行ってまいりました。しかし、一面にもあるとおり、他府省との比較では、処遇は後れています。問題なのは、今後の義務的再任用はこの後れた処遇を基に実施されます。さらに問題なのは、その義務的再任用も「定員・定数事情が厳しい」として、「フルタイム採用を実施しない」など、後れている処遇が一層後れる状況にあります。

他府省から後れた処遇実態も、「定員・定数が厳しい」状況を生み出してきたのも、すべて当局の人事政策が原因なのです。当局は、再任用希望者に犠牲を強いるのではなく、再任用に当たって「定数・定員事情が厳しい」状況を作り出してきたのは当局の人事政策であることを認め、その是正に向けて一層の努力をすることが、今求められています。